

北上市告示甲第13号

北上市企業設備投資奨励補助金交付要綱（平成15年北上市告示第60号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の第2第1号及び第9号並びに第3第3項の規定は、令和5年1月2日以降に新設、増設又は移転をした固定資産に係る補助金から適用し、同日前に新設、増設又は移転をしたものに係る補助金については、なお従前の例による。

令和6年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。ただし、準工業地域にあつては、北上工業団地、北上機械鉄工業団地、北上産業業務団地及び<u>北上流通基地</u>に限る。</p> <p>(2) 製造業 日本標準産業分類（<u>平成19年総務省告示第618号</u>）の大分類Eに分類される事業をいう。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 新規雇用者 新たに常用雇用者として採用された<u>市内</u>居住者で、次のいずれにも該当するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。ただし、準工業地域にあつては、北上工業団地、北上機械鉄工業団地、北上産業業務団地、<u>北上流通基地及び北上北部産業業務団地</u>に限る。</p> <p>(2) 製造業 日本標準産業分類（<u>令和5年総務省告示第256号</u>）の大分類Eに分類される事業をいう。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 新規雇用者 新たに常用雇用者として採用された<u>県内</u>居住者で、次のいずれにも該当するものをいう。</p>

ア・イ [略]

(10) [略]

(補助条件)

第3 [略]

2 [略]

3 第1項第1号に規定する新設、増設又は移転は、令和5年3月31日までに事業の用に供した固定資産に限るものとする。

(補助金の交付)

第6 企業は、補助金の交付の決定があったときは、補助金に係る固定資産税を納付後の12月末日までに、補助金交付請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(平成23年東日本大震災における特例)

第8 平成23年4月1日から平成32年3月31日までの間の企業の
新設及び増設については、第2第8号中「市内居住者」と
あるのは「市内居住者及び平成23年3月11日に宮古市、大船
渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉
町、田野畑村、普代村、野田村又は洋野町に住所を有してい
た者」とする。

(次世代エネルギー及び医療関連の製造業における特例)

第9 平成23年4月1日から平成32年3月31日までの間で、市
長が次世代エネルギー及び医療関連の製造業と認めたときは

ア・イ [略]

(10) [略]

(補助条件)

第3 [略]

2 [略]

3 第1項第1号に規定する新設、増設又は移転は、令和8年3月31日までに事業の用に供した固定資産に限るものとする。

(補助金の交付)

第6 企業は、補助金の交付の決定があったときは、補助金に係る固定資産税を納付後の市長の定める期日までに、補助金交付請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 [略]

、第3の補助条件にかかわらず、次のいずれにも該当する場合に、補助金の交付を受けることができる。

(1) 対象区域内に新設又は増設した固定資産（償却資産のみの場合も含む。）が、事業の用に供されていること。

(2) 固定資産投資額が3千万円以上であること。ただし、土地にあっては、当該工場等の建設に着手する前1年以内に取得したものに限るものとする。

(3) 固定資産投資前の常用雇用者が維持されていること。

2 立地支援企業の場合にあっては、操業企業が前項各号に該当する場合とする。ただし、立地支援企業が固定資産投資額の全部又は一部を負担する工場等については、前項第2号の固定資産投資額は、操業企业及び立地支援企業の固定資産投資額を合算するものとする。

3 第1項第1号の場合における補助金の額は、次の表の左欄に掲げる固定資産投資額に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

<u>固定資産投資額</u>	<u>補助金の額</u>
<u>50億円未満</u>	<u>新設又は増設した固定資産分（償却資産のみの場合も含む。）の固定資産税相当額以内</u>
<u>50億円以上</u>	<u>新設又は増設した固定資産分（償却資産のみの場合も含む。）の固定資産税投資額以内で、市長が定める額</u>

(補則)

第10 [略]

(補則)

第8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。